

広島県公有財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

#### 広島県規則第十七号

##### 広島県公有財産管理規則の一部を改正する規則

広島県公有財産管理規則（昭和三十九年広島県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三十三条中「毎年定期に納付」を「前納」に、「当該年度に属するものを一括して前納させることを妨げない。」を「、知事が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。」に改める。

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。